議案第3号

平成28年度事業計画

● 基本方針

当法人は、今年3月に70年の節目を迎えました。この間、法人名称の変更や法人事務所の独立、個人会員制への移行など、幾多の変遷を経て現在に至っている。

アイヌ民族を代表する組織として、国や道、そして世界に向けた活動を続け、平成26年4月、 公益社団法人へ移行し新たな一歩を踏み出した。

平成28年度に向けて、当法人の基盤となる第1類正会員(以下、地区協会)はもとより、地区協会本会員との連携を深めつつ、法人運営の健全強化をより一層充実させ、確固たる組織づくりに取り組むこととする。

国と道が進める「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」及び公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構(以下、アイヌ文化財団)の行う各種事業の執行や内容充実を図るため、各関係機関との連携を保ちながら、長期的な視点に立った政策検討や事業実施について、積極的に取組みを進めていく。また、国が取り進める「民族共生の象徴となる空間」については、一昨年6月に閣議決定された内容の実現に向けて着々と準備が進められており、アイヌ民族の心の拠り所となるよう積極的に働きかけていく。

「先住民族の権利に関する国際連合宣言(以下、国連宣言)」を参照し、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会(以下、有識者懇談会)」報告書に基づく施策の実現とともに、「アイヌ文化振興法」制定時に残された課題を始め、先住民族アイヌに関する総合的なアイヌ政策を確実に推進していく根拠となる新たな法律の制定(立法措置)に向けて取組を強化する。

このことは、明治以降の歴史的経緯から、また、国連人種差別撤廃委員会における政府代表の 発表にもあるとおり、国の責任で取組むべきことであり、内閣官房長官を座長に現在設置されて いる「アイヌ政策推進会議」など、アイヌ総合政策の窓口である内閣官房を中心に関係省庁に積 極的に働きかけ、その取組みを推進していく。

く2つの項目>

- 1 組織・活動強化の推進
- 2 事業の推進
- 1 組織・活動強化の推進

1 要請活動等の展開

アイヌ文化振興法の制定趣旨に基づき、アイヌ文化財団の各種事業展開と密接な連携・協力 関係を築きながら、効果的な助成事業の実施に取り組んでいく。

先住民族アイヌに関する総合的なアイヌ政策を確実に推進していく根拠となる新たな法律の 制定(立法措置)については、超党派議員連盟『アイヌ政策を推進する議員の会(代表世話人 今津寛衆議院議員)以下、「国会 議員連盟」』をはじめとした国政や関係行政機関、マスコミなどに対し引き続き働きかけていく。

「国連宣言」や「人種差別撤廃条約」の内容についての国内理解を進めるとともに、先住 民族関連の国際会議などの情報を入手し、我が国における先住民族の認知がより一層定着する 活動を続けていく。

また、北海道大学アイヌ・先住民研究センターとの協働による啓発・研修活動等を進め、各種学会などへ所要の要請を行う。人権啓発活動等に取組む(公財)人権教育啓発推進センター、反差別国際運動や市民外交センターとの情報交換、連携なども進めていく。

(1)「アイヌ文化振興法」の施策活用

アイヌ文化の伝承・保存活動への取組みを推進するため、各地区協会はもとより、各古式 舞踊保存会などで会員一人ひとりがこの施策を有効に活用できるよう、事業の周知と実施方 法についての助言、助力を行う。

アイヌ文化財団助成事業等の助成申請手続きについては、透明化や役員はじめ協会関係 者間の協力による適正な事業実施が行われるよう、組織内部の倫理高揚、確認点検体制の整 備強化に引き続き取組んでいく。

「アイヌ文化振興法」施行後18年程が経過し、アイヌ文化財団の各種助成事業の活用も定着しつつあるが、よりアイヌ民族のためになる事業展開に向けて、長期的な視点に立った方策の検討や事業の改善、拡充などを求めていく。

(2) 政府並びに各政党に対する働きかけ

政府における一連の取組みをさらに推し進めていくとともに、超党派での国会議員を中心に賛同議員を掘起こし、支援を呼びかけていく。

「独立国における先住民・種族民に関する条約(IL0第169号条約)」及び「市民的及び政治的権利に関する国際条約の選択議定書」早期批准とともに、日本加入の「人種差別撤廃条約」などに基づく「国内人権救済機関」の設置や「個人通報制度」の具体的取組みがより良く促進されるよう国に働きかける。

また、本年3月に女性差別撤廃委員会から出されたマイノリティ女性に関する勧告についても併せて、「国会議員連盟」の活動などの動向と協調しつつ、アイヌの意見を反映させるため、あらゆる機会をとおして各政党・国会議員・内閣官房ほか関係省庁に対しその促進を働きかける。

「アイヌ民族に関する法律(アイヌ新法)」の柱は、①アイヌ民族に対する差別の絶滅をこの 法の基本理念とする ②民族特別議席の付与 ③教育・文化の振興 ④経済対策 ⑤自立化基金の設置 ⑥アイヌ民族政策を検討する審議機関の設置であったが、このうち文化面のみの内容が「アイヌ 文化振興法」として制定され、審議機関の設置については、「アイヌ政策推進会議」がその 役割を担っているところだが、アイヌ総合政策の窓口である内閣官房に対して、双方向で協 議検討が深まるよう働きかけていく。

「アイヌ文化振興法」制定時には、衆参両議院の付帯決議に「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策に対する支援の充実に、今後とも一層務めること」とあること、さらには昭和59年協会総会決議に立ち返り教育、参政権などの課題検討も含めながら、関係機関などに働きかける。

また、北海道が策定した「第3次アイヌ生活向上推進方策」が平成28年度から実施されることから、今後はこうした生活向上施策の拡充と「国連宣言」に基づく新しい「アイヌ政策のあり方」に体系づけるなど立法措置の下に国策として位置づけるよう要請する。

(3) 象徴空間整備に関する施策の推進の働きかけ

2020年に開設と決まった象徴空間の整備、管理運営については、「有識者懇談会報告書」で提言されているとおり、今後のアイヌ政策は、先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任が国にあるという認識に基づき、国が中心となり担うべきであることを強く国に働きかけていく。

一方、象徴空間の一体的な運営には、アイヌの主体的参画を確保することが最も重要な観点であるとし、継続して国に提言していく。

また、アイヌ文化には地域的特徴があり、それぞれの文化が尊重されなければならない。 象徴空間整備・イオル事業などが密接に連携し、他地域との強く太いネットワークの構築が 重要である。

象徴空間整備事業が、アイヌ民族全体に反映されるよう、当法人として積極的に参画・協力していく。

アイヌ人骨の集約にあたっては、人権に関わることから慎重かつ早急に進めることとし、 遺骨承継者に返還できる遺骨を除き、速やかに当該施設に集約し、一刻も早く尊厳ある慰霊 の体制を確立していく。

また、地域返還についての具体的検討が速やかに行われるよう働きかけていく。

遺骨と副葬品の可能な限りの原形回復を行い、民族共生の象徴や歴史的意義を持たせ追悼 を通して新しい人権文化を発信する場を提供するとともに、将来への禍根を残すことのない よう返還、保管、研究等のあり方を検討していく。

(4)農林漁業対策の推進

① アイヌ農林漁業対策事業

農林漁業対策については、地域の営業実態に応じた生産基盤や近代化施設の整備を進めるため、引き続きアイヌ農林漁業対策事業の積極的な活用を図るとともに、地区協会への制度 理解を深める。

ここ数年来、予算の減額傾向が続いており、とりわけ、農林漁業対策事業の需要が近年予算を上回ることから、平成29年度以降の予算措置に向けて働きかけていく。

- 1) アイヌの意向を踏まえた農林漁業の経営改善が図られるよう、団体の意見を集約し各市 町村等へ要望していくとともに、あわせて市町村などの整備計画の内容を協会事務局に 報告することを督励し、組織間の連携により事業の効果的な実施を図る。
- 2) 事業の補助率2/3の確保と採択基準が対象地区内のアイヌ戸数が原則5戸以上から3戸以上に、かつ受益者全体の5割以上など採択要件の緩和がされたことをうけ、事業の効率的な運用や近代化施設整備事業の対象拡大について、地元アイヌ農林漁家の意向聴取に応じて進める。
- 3) アイヌ文化に根ざした農林漁業事業の新規取り組みなど、新たな農林漁業の形態、新規 従事者の支援につながる方策の検討を進める。

② 各種資金制度の活用

各種資金制度の活用が図られるよう、道などとの連携を図りながら制度の周知に努める。

(5) 住宅対策の推進

住宅の改善を促進するため、新築・改修及び宅地取得資金の貸付金の増額を要請するとともに本制度が円滑に推進されるためにも貸付金の償還が適切に行われるよう指導する。

- ① 貸付限度額の引き上げとともに、貸付利率の引き下げを要請する。
- ② アイヌの居住している市町村のうち、住宅条例が設置されていない市町村に対して条例

設置を求める。

- ③ 災害などによる償還猶予及び免除措置についての検討を関係機関に要請する。
- ④ 住宅資金の償還金滞納は、他の会員の住宅建築に影響を与えるものである。本制度が円滑に推進されるためにも貸付金の償還が適切に行われるよう指導する。

(6) 先住権、人権に係わる機関・組織等に対する働きかけ

- ① 法務省の啓発事業「アイヌの人々の人権擁護の観点からの啓発」への協力、「人種差別 撤廃条約」並びに「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、(公財) 人権教育啓発推進センターなどとの連携により人権教育の推進に努めるとともに、イラン カラプテキャンペーンなどの啓発事業の充実や各種人権啓発DVDの活用などにより、人 権思想の普及・啓発に取り組む。
- ② アイヌ民族の先住域である千島、樺太、北海道などの歴史的な実証資料や図書資料の収 集につとめる。国内外での歴史的経緯の認知を広める方途などについて引き続き検討を積 み上げていく。

北方領土返還運動については、アイヌ民族の存在について触れられないまま交渉が進められてきたが、今後は、先住民族アイヌの認知のもとに行政や関係機関が運動展開するよう基本的な姿勢を伝えていく。

当法人活動への理解促進、アイヌ史の正当な位置づけを求めるため、歴史学研究会、日本考古学協会、日本文化人類学会、日本人類学会などの各種学会や北海道大学「アイヌ・先住民研究センター」へ働きかけ、「アイヌ学」や「アイヌ史」の構築に向けて、協力、連携していく。

- ③ 先住民族が主体となって開かれる各種国際会議について、その効果を見極めながら対応 していく。
- ④ 国連への諮問資格をもつ反差別国際運動、市民外交センターなどと情報交換しつつ、先住民族の認知や人権環境の改善のために効果的な活動を進める。
- ⑤ 持続可能な森林管理等環境保護や先住民族の慣習的権利の確認等につながる国際森林認証制度に対し各地区協会と連携協力しながら取り組んで行く。

森林認証制度は、適切に管理された森林を評価し、そこから産出された木材や製品を認証することで、環境的・社会的・経済的に持続可能な森林を管理することを目的とした制度で、熱帯雨林の乱伐、違法開発の防止が始まり。森林と密接な関係にある先住民族の伝統的な生活と文化を守るための林業でなければならないとの考え方を原則としている。

(7) 伝統的生活空間再生の働きかけ

イオルの先行実施地域においては、第3期目の計画時期を迎える。白老・平取地域及び札幌地域、新ひだか地域、十勝地域の充実と、残る2地域(釧路・旭川)の支援を継続して進める。

概算要求の実施にむけて取組んでいく団体会員、市町村には、アイヌ文化財団の意向などを確認しながら「アイヌ文化振興等施策推進会議」主宰の国及び道に要請するとともに、国及び道の財源確保を確実なものとするよう働きかけていく。

(8) 自主的啓発活動の推進

法人本部はもとより各地区協会においても、本会員がアイヌ民族としての意識を高められるよう、アイヌ協会の運動方針について情報提供すると共に「国連宣言」や「人種差別撤廃条約」の趣旨とその活用方法を理解するため、あらゆる機会をとらえて自主的な啓発活動の推進を図っていく。

あわせて先駆者の集い、ホームページ、冊子、チラシ、道の啓発誌、DVDなどをとおして、平時継続的な周知を行っていく。

(9) ホームページの充実

本年3月、ホームページを改新した。

引き続き、アイヌ民族関連の情報の発信に努めると同時に、新規会員の募集、賛助会員の 入会案内、民工芸品等の販売促進も積極的に行っていく。

(URL: http://www.ainu-assn.or.jp)

(10)「アイヌ文化交流センター」の運営への協力

全国に向けたアイヌ文化の発信拠点として、東京都に設置されている「アイヌ文化交流センター」との連携を図り、事業運営等に協力していく。

(11) 道外在住アイヌに対する施策実現への働きかけ

関東域の関係団体・個人と連絡を密にして情報共有し、協力体制のあり方などについて、 継続的に意見交換を進める。

また、当法人が国に求めている全国的な総合的施策が確立されるよう協力連携していく。 一昨年から開始された「道外アイヌの人々のための奨学金制度」についても、その対象者 認定実施機関として積極的に協力していく。

(12) 北海道大学アイヌ・先住民研究センターとの事業連携

平成18年度「北大アイヌ生活実態調査」の結果は、「有識者懇談会」の報告書や人種差別 撤廃委員会のアイヌの人権状況審査などにも活用されてきた。

これまでの相互協力の実績を踏まえ、同センター実施事業への協力を行うとともに、当協会事業に対するセンター教員等の支援協力を求める。

(13) 昨年4月、北海道博物館(旧北海道開拓記念館)と統合したアイヌ民族文化研究センターとも協力、連携を密にしていく。

(14) 教科書等のアイヌ民族に関する調査研究

小中学校使用教科書のアイヌ民族に関する記述については、昨年4月に平成28年度から 使用される歴史教科書の検定で一部の出版社の「旧土人保護法」の解説に検定意見が出され 修正された。

この修正部分の改訂前、改訂後の記述はいずれも、明治維新以降に政府主導で強化された 北海道開拓(植民政策)とアイヌの同化政策についての言及がなされず歴史的経過を正しく 理解するには不十分な解説になっている。

今後は、平成28年度に予定される学習指導要領改訂の中に、民族固有の系統的な歴史的事実を反映した記述のあり方が盛り込まれるよう、内閣官房をはじめ文部科学省に働きかけると同時に、教科書出版会社等にも働きかけていく。

また、道内各市町村教育委員会には「アイヌ民族:歴史と現在」(公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構編)等の有効活用を働きかける。

(15) 教育相談員の配置等

子供に対するいじめや差別問題、さらには児童・生徒の学力不振などの様々な教育上の問題に対応するため、アイヌが居住する市町村教育委員会に教育相談員配置の実現に向けた働

きかけや具体的取組みなど、地元の意向に即し支援するなど、適宜、道教育委員会に教育環境の改善のため連携や要請をしていく。

(16) 図書・刊行物等の過誤対応

図書、各種出版物や観光資料などの記述に過誤があった場合は、速やかに改善を求めていくとともに、観光バスガイドテキストの有効活用、(公社)北海道観光振興機構に設置された「アイヌ文化部会」など関係機関と連携、協力しながら正確な知識の普及に努める。

(17)「記念事業等のあり方」対応

最近では、市町村の記念事業において、「開基〇〇年」といった文言は使用されなくなったが、記念事業を予定する市町村に対しては、先住民族アイヌについての理解を求めるなど必要に応じた適切な対応を図る。

2019年には、蝦夷地から北海道に改称され150年を迎える記念事業が予想されることから、先住民族アイヌの存在や歴史文化について正しい理解の基に進められるよう求めていく。

2 組織の強化

(1)団体会員等との連携強化

公益法人法の移行に伴い、当会が今後も引き続き活動を展開していく上で必要であるため 法律に基づき組織体制を変更した。

法人移行したとはいえ、アイヌウタリが集い、共に寄り添い一致団結し、運動を展開する 拠点であると共に各地区協会の本会員(旧支部会員)一人一人によって支えられている組織 (団体)に変わりはない。

今後の体制強化には、各地区協会(団体)や会員(本会員)への情報提供を密にし、各地の意向を把握すると同時に協議・連携、そして組織の意思統一が更に重要となることから、 各地区協会の活動支援や運営に関する相談にも積極的に応じていく。

また、一昨年度から継続している「会員研修事業」を有効に活用し、会員の意識の向上と組織連携や強化を図る。

新しい法律が制定されることの対応を想定しつつ、統制のとれた組織作りのため、地域選出の役員が地区協会の総会などに出席し支援に努める。

(2) 立法措置による全国展開のアイヌ施策へと具現化

昨年10月、立法措置によるアイヌ政策の全国展開について北海道知事と共に内閣官房長官に要請し、さらに本年3月28日にも鈴木宗男新党大地代表の案内により、菅義偉官房長官に改めて法律の制定をお願いした。官房長官は午前中の記者会見で「アイヌ民族が抱えている生活向上対策や貧困問題からくる幼児期の教育問題も含めて、幅広く取り組む必要があり、法的措置の必要性についても総合的に検討していきたい」と述べ、新たな法整備も含めて総合的に検討する考えを示しました。今後も引き続き協会の意向が反映されるべく新たな政策立案に結実するよう、超党派国会議員、道議会超党派等の協力を得ながら取組みを進めていく。

(3) 国際文化交流事業の推進

アイヌ民族の誇りや考え方を次世代へ継承する機会が減少していることから、青少年に文

化研修の場を設け、海外先住民族との交流体験等をとおしてアイヌ民族としての自覚、自尊 意識を醸成する場を提供する国際交流事業は大きな成果を得ている。

アイヌ文化財団では、平成24年度から青少年の海外研修事業を直轄事業としていることから、この事業への協力、会員子弟への参加奨励など、組織強化につながる人材育成事業を支援していく。

(4) 会員研修事業の開催 平成29年3月(札幌市、予定)

協会理事会と各地区協会は常に情報を共有し密接な連絡調整を保つことが重要であることから、団体代表者等が一堂に集い、研修・意見交換することにより円滑な活動が図られるよう努める。

(5) 地区別懇談会の開催

「アイヌ文化振興法」の活用や協会活動などへの理解と参加促進、団体活動の活性化と団体組織の強化を図るため、各地区協会が抱えている課題や実情に応じた地区別懇談会を開催する。特に、本会員が20名以下の地区協会が半数をしめることから、その活動を支援するため地区役員や職員が出向き懇談や相談に努めていく。

(6) 青年女性対策の推進

組織の強化を図るためには、青年・女性層の積極的な活動参加が必要である。

女性差別撤廃条約や複合差別についての理解促進、国際交流事業に関連した青少年の育成 ・研修も支援していく。青少年国際交流参加者相互の交流の絆を強めるための支援策並びに、 女性・青年の理事会傍聴を奨励していく。

青年・女性会員の研修を深め交流を広げることを目的に、次の取り組みを行う。

「青年・女性の集い」の実施

開催地:国立日高青少年自然の家 (予定)

・時期:平成28年11月上旬の土・日 (予定)

(7) 各種相談員の合同研修会などの実施

会員の生活・経済の向上と団体活動の活性化を図るため、生活・職業・教育相談員、さらに経営改善普及指導員による合同研修会やブロック別研修会を開催する。

◆合同研修会

時期:平成28年7月 調整中

場所:札幌市

◆ブロック別研修会

各種事業の実施と合わせて開催

(8)連帯意識の高揚

アイヌ民族の組織として、自らがその構成員であるといった連帯意識のもとに、相互の責任感を高めることに努める。

各種貸付金の返還についても、各個人の責任において必ず履行されるよう償還義務の確認、 連絡徹底を図っていく。

なお、過年度未償還問題の解消のため、借受者、連帯保証人に返還意志や誠意が見られない場合には、適切な本人打診の後、訴訟等の厳しい対応を採っていくこととする。

(9) 生活館活動の充実

- ① 生活館運営と団体活動とは、常に密接な連携が必要であることから、団体関係者の生活館運営審議会への参画を進めるとともに、地域の人たちとの交流の促進に努める。
- ② 生活館活動推進事業の計画及び実施について、団体と市町村が密接な連携のもとに進められるよう引き続き支援する。
- ③ 市町村に配置されている生活相談員の報酬引上げなどの要請及び北海道アイヌ生活実態調査の結果に基づき生活相談員の増配置や生活館運営費の開示に向けて関係市町村などに必要に応じ個別に働きかける。アイヌ居住市町に配置されているアイヌ生活相談員は、これまでアイヌ施策の推進に大きく貢献してきた。

今後進められるアイヌ政策の推進に関しては、その継続拡充、待遇改善等、実態に即 した制度上の位置づけについて、抜本的な改善が図られるよう「アイヌ生活向上推進方 策検討会議(仮称)」での協議も併せつつ関係機関に要請する。

(10) 市町村への働きかけ

市町村が行っているアイヌ関連施策の充実、生活格差の是正等、引き続きアイヌ施策や推進体制が充実するよう働きかけを行う。

(11) 財政基盤の強化

国・道の財政状況は厳しいと予想される。

アイヌ施策に必要な予算確保を最大限に努めていくが、当法人の予算編成も危機的財政状態にあることから、継続して効率的、緊縮的な運営を徹底、中長期的な自主財源の基盤を確保するために、公益社団法人の認定を最大限活用しつつ、引き続きその活路を検討する。

また、一昨年度から賛助会員制度を開始させたことから、団体・企業等の支援を受けて、自主財源の確保に努める。

3 会務の運営

(1) 理事会などの審議の充実

総会で議決された事項及び会務の執行を適正かつ効果的に推進するため、理事会を年4回 程開催するとともに、役員研修・連携会議を実施し審議の充実を図る。

(2) 監事の監査機能の充実など

協会の業務、会計事務の適正執行に努めるとともに、監事による監査を定期的(11月及び4月)に実施するなど、監査機能の充実を図る。

池田明聰公認会計士に、外部監査の立場で監査業務を担っていただき、引き続きの指導 をお願いする。

また、北海道監査委員による監査、北海道総務部、出納局による業務指導監査など行政監査に対応するとともに、協会本部から団体への各種助成事業に関する事業内容や会計処理等について、支援強化を図る。

2 事業の推進

(1) 社会的地位の向上に関する啓発と施策の推進

先住民族アイヌに関する知識の普及と理解促進のため、一般市民及びアイヌ当事者に対し、 国際人権規範や人種、民族等に係る情報収集や対面交流等、適切かつ効果的手法により各種 広報・啓発を行う。

①広報紙「先駆者の集い」の発行

年3回(B5版p.8)各4,500部発行。協会団体会員本会員、賛助会員や行政機関、研究者等に無料配付。

②ホームページによる情報発信

昨年度改新したホームページにおいて、アイヌ協会の取組や活動方針、先住民族アイヌに 関する情報(組織概要、アイヌ史年表、国連活動、民芸品事業者、観光ガイド等)を発信す る。

③「2016年 国際先住民族の日記念事業」の開催

「国際先住民族の日」制定趣旨とアイヌ民族の歴史・文化・現状についての啓発と教育を 進める。

日 時:平成28年8月6日(土)10:00~15:00

場 所:札幌国際ビル 8階

講演:第1部 考古学と人類学が明らかにする最新の研究成果

講演①「形質人類学が明らかにするアイヌ民族と日本列島の人類史」(仮)

- ②「遺伝人類学が明らかにするアイヌ民族の起源と系譜」(仮)
- ③「考古学から見たアイヌ民族の歴史と文化」(仮)
- ④「遺跡調査から明らかになった中近世のアイヌの世界」(仮)
- ⑤「考古学・人類学に関する北海道アイヌ協会の見解」(仮)

第2部 先住民族の権利に関する国連宣言に照らした今後の研究の在り方

- 提言①「北海道アイヌ協会から」
 - ②「日本考古学協会から」
 - ③「日本人類学会から」

自由討議、質疑

④「2020年 東京オリンピック・パラリンピック」開催に向けたアイヌ文化発信の取組 2020年に開催される「東京オリンピック・パラリンピック」でアイヌ文化を世界に向けて 発信していくために平成27年度から検討を開始した。

平成28年度も引き続き、アイヌ文化発信の内容(パフォーマンス)や人材育成などの取組を含め、道内の保存会や道内外のアイヌ関係団体等と協力連携し進めていく。世界に発信する絶好の機会として、内外の賛同者を得るための呼びかけてを行っていく。

検討会:作業部会2回、全体会議2回程度

場 所:札幌市内

(2) 各種貸付金の貸付

道内に居住するアイヌの生活向上や生活環境整備の支援のために、福祉(緊急使途支援)、 環境整備(浴室、墓碑整備)、入学一時(大学、私立高校、専修学校)資金を使途に応じて 貸付する。

- ①福祉資金(緊急に生活資金が必要となった者への貸付/無利子・年度内償還)
 - ·貸付限度額10万円以内
- ②環境整備資金(浴室・墓碑整備に要する費用の貸付/無利子・据置き期間は貸付日の属する 年度末迄。その期間経過後2年以内の償還)
- 〇浴室整備資金
 - ·貸付限度額20万円以内
- 〇墓碑整備資金
 - •貸付限度額30万円以内
- ③入学一時資金(大学・私立高校・専修学校の入学時に要する費用の貸付/無利子・据置き期間は2各資金種別の修業年限以内経過後3年以内)
- 〇大学入学一時資金
 - ·貸付限度額30万円以内
- 〇私立高校一時資金
 - ·貸付限度額20万円以内
- 〇専修学校一時資金
 - ・貸付限度額30万円以内

(3) 職業の確立及び教育の振興に関する施策の推進

道内居住アイヌの就労、就職に係る技能向上や各種免許取得等の所要経費の助成並びに就職相談や求人開拓等に携わるアイヌ雇用推進員設置による指導、アイヌ民工芸品生産者を対象に販路拡大や就業支援、技能向上などの各種支援策を推進する。

また、道内外アイヌの教育等、施策や制度の受給資格要件に係るアイヌ民族の系譜等の確認や承認の通知など、広く職業、教育を推進、支援する。

①就職奨励事業

- 〇就労や就職に係る支度費用や就職条件のための「就職支度資金」、「自動車等免許取得資金」 などの所要資金を助成する。
 - 就職支度資金23,760円
 - •技術習得資金50,000円以内

②アイヌ雇用促進事業

- 〇アイヌの雇用促進に対処するため雇用推進員を設置、就労・就職相談や求人開拓等により アイヌの雇用と生活安定の促進を図る。
 - ・全道13カ所のハローワークに雇用推進員を設置する。

③アイヌ中小企業振興対策事業

〇アイヌ民工芸品生産者の販路拡大や後継者育成、さらには新製品開発や需要喚起、民工芸等の製作技術や文化の普及・理解促進を図るため「アイヌ民芸品展示会」を開催する。

・会 場:道内3回(新千歳空港他) ※調整中 道外1回 ※調整中 ・内 容:アイヌ民工芸品の展示、製作体験ワークショップ アイヌに関するビデオ、パネル展示 他 アイヌ古式舞踊等の公演(道内会場のみ) パンフレット制作(アイヌデザイン)

〇アイヌ民工芸品の製作技術の向上や新商品の開発、アイヌ民族資料の調査研究及び経営研修などを進める「工芸者技術研修」を行う。

く道外研修>

国立民族学博物館の「外来研究員制度」を有効活用した研修を実施する。

また、国立民族学博物館の研修終了後、先進地域を訪問する機会を設け、製作技術の継承に向けた実践例や販売促進にかかる取組などについて視察研修する。

•研修先:国立民族学博物館、天理大学附属天理参考館 他

・期 間:14日間(移動日を含む)平成29年2月(予定)

人数:4人以内

く道内研修>

北海道内の研修として熟練工芸家からの技術指導や専門家から経営や販売促進に必要な知識を得るセミナーを開催し、技術の向上と後継者の育成、新規参入を促す。

・研修地:札幌及び指導者の工房等

・期 間:平成28年12月~平成29年2月 3ヶ月程度(1泊2日×6回)

•人 数:4人以内

④「アイヌプロダクツ(アイヌ協会活動促進費)」事業

アイヌの伝統工芸と現代的デザインを融合した新たな商品開発を促進し、よってアイヌ事業者の生活向上と経営の安定を図る。

<事業内容>

アイヌ文様やデザインを公募、選考、デザインカタログを制作し、広く一般企業向けにアイヌ文様やデザインを提供、活用を促す。

アイヌ文様等のデザイン使用料 (著作料) を徴収し、基金としてアイヌプロダクツの運用 管理に充てる。

〇有識者検討委員会の設置

アイヌ工芸家や専門家による検討委員会を設け、アイヌデザインの公募、選定、デザインカタログを制作する。

また、新たな商品開発に向けた方策や仕組みや、知的財産権についての検討を進める。

〇アイヌデザインコンペの実施

広くアイヌ文様などのデザインを公募、優秀作品の選定、カタログを制作し、普及 PRにつとめる。

(4) 民族文化の保存・伝承及び発展に関する施策の推進

アイヌ語をはじめアイヌ文化の伝統や慣習の実践、再活性化を図るとともに自らの文化的表現を維持し、保護し、発展させる。

①アイヌ伝統工芸展開催事業

日程:平成29年2月4日(土)~8日(水)

・会 場:かでる2.7 1階展示ホール

②アイヌ民俗文化財伝承・活用事業

〇アイヌ民俗文化財理解のための用語や伝統技術の習得、民俗芸能の伝承等の講座を開設し 一般市民及びアイヌ同胞への伝承普及等を図る。

・アイヌ民俗技術伝承講座

1回 1.5時間、年12回

・アイヌ民俗芸能伝承講座

1回 1.5時間、年8回

・アイヌ民俗文化財総合伝承講座

1回 2日間、年1回

・アイヌ民俗技術・芸能伝承講座発表・展示 1回1日間、年1回

③アイヌ民族文化祭事業

〇アイヌ協会創立70周年を記念し、アイヌ文化公演等の公開、発表を行い、併せて国連の先 住民族の人権進展、文化・歴史等を一般市民に紹介する。

・名 称:アイヌ民族文化祭 2016

• 日 程:平成29年1月21日(土)11:00~

・会 場:札幌市 かでる2・7 大ホール及び展示ホール

(5) 諸民族との交流及び情報交換

文化交流等を中心とした異民族交流を行い、人種、民族間の相互理解や経験、知見の交換等を促進する。

- ①国内文化交流事業
- 〇北海道大学及び札幌医科大学イチャルパ(供養祭)など、古式に則る先祖供養の実施により伝統文化の体験交流と技能習得による保存活動を実施し、併せて人類学等の研究者、大学 関係者との遺骨返還方法等の協議や研究成果の社会還元、相互理解等を図る。

「北大イチャルパ文化交流の集い」-北海道大学アイヌ納骨堂におけるイチャルパー

・日 程:平成28年8月5日(金) <予定>

・場 所:北海道大学医学部敷地内「アイヌ納骨堂」

「札医大イチャルパ文化体験交流の集い」-札幌医科大学におけるイチャルパー

日程:平成28年10月5日(水)

•場 所:札幌医科大学構内

〇文化理解の促進と伝承活動の活性を図るため、アイヌ古式舞踊の保存団体を招聘した「芸能交流会」を開催し、各地に伝わる舞踊や歌、楽器演奏等を一般市民やアイヌ同胞に紹介する。

・日 程:平成28年9月22日(木・祝)

・会 場:真歌公園広場(新ひだか町静内真歌)

〇後継者の育成とアイヌ文化等の理解促進を図るため、北海道アイヌ伝統工芸展で最高賞複数受賞者「優秀工芸師」による「優秀工芸師秀作展示交流会」において秀逸な作品の展示、 技術指導を行う。

日程:平成29年2月4日(土)~7日(火)

・会 場:かでる2.7 1階展示ホール

①国際文化交流事業

〇「国連先住民問題に関するパーマネントフォーラム」(ニューヨーク国連本部)などの先住 民族の人権に関する会議等に財源的な環境が整えば極力出席し、各国先住民の自国内での人 権環境の把握や文化交流のつながりを設け、情報収集やアイヌ民族の文化、歴史・現状等の 情報発信を図る。

「第15会期国連先住民問題に関する常設フォーラム」(毎年開催)

・日 程:平成28年5月9日~20日・場 所:ニューヨーク国連本部

(6) 道立アイヌ総合センターの管理

北海道条例に基づき指定管理者として道立アイヌ総合センターの指定管理業務を請け負う。

施設概要

名 称 北海道立アイヌ総合センター

所 在 地 札幌市中央区北2条西7丁目1 かでる2.7 7階

主要施設 資料展示室/図書情報資料室/保存実習室/収蔵室/資料閲覧室/管理事務室

(維持管理に関する業務)

・保守管理業務→設備、備品、資料の保守管理

(運営に係る業務)

- ・施設利用に関する業務→利用受付、案内
- ・情報提供に関する業務→資料収集・保管、資料展示室の案内・開設、情報提供
- ・学習事業に関する業務→講習会等の開催、資料提供
- ・管理事業に関する業務→パンフレットの配布、アイヌ文化伝承保存のための普及啓発
- 利用承認に関する業務→申込書の収受、承認書の交付
- ・災害、事故時対応 →利用者の安全確保、関係機関への連絡通報、応急処置等
- · 各種報告等 →事業報告等
- その他 →関係団体との調整等
- 〇一般市民に対しアイヌ民族への理解を深めるため、常設展示や関係図書、史・資料の利活用 の促進を図る。施設空間の活用などによりアイヌ文化の体験学習や講習会を実施、伝承と保 存活動を推進する。

〇自主事業等の実施

(自主企画事業)

・アイヌ民工芸品(優秀工芸師、北海道アイヌ伝統工芸展受賞作品)を展示し、優秀作品の 鑑賞機会の提供と伝承技術の奨励を促進する。

(広報活動等)

・道民カレッジ、講習会周知、かでる広報への施設案内・行事の周知

(7) 人種、民族に関する調査研究及び提言

先住民族アイヌに関する文化的伝統や慣習、歴史、言語、文化遺産、文化的表現を保持、管理、保護し、発展させるため、さらに啓発、教育、普及するために必要な調査、研究等を行う。人種差別撤廃条約を批准した日本での国内法整備の一端としていわゆる「ヘイト法案」の国会審議が行われていることを踏まえ、先住民族アイヌの立場から協会ホームページに「北海道アイヌ協会の人権啓発等の取組について一我が国における人種的、民族的差別の解消に向けて一」を掲載し協会見解を表明した。

①アイヌ民俗文化財調査事業 道教委委託事業

- 〇故金成マツ筆録、ユカラ翻訳整理及び伝統的な生産生業、民俗技術、口承文芸などの調査、 記録保存、収集により、アイヌ民俗文化財の保護、活用に資する。
 - ・ 萱野茂二風谷アイヌ資料館保管の金成マツノートの翻訳整理と原稿化。 表記法等: (筆録原文音素表記・アイヌ語カナ表記・邦逐語訳/対訳)
 - ・民俗技術の詳細調査に考察を加え原稿化。

資料編

アイヌ施策関連事業

平成28年度アイヌ施策関連事業

<修学奨励、教育事業関係>

アイヌ民族の社会的地位の向上を図るためには、次代を担う子供達の教育の充実、振興が重要であり、関連施策の拡充(幼児期からの一貫した制度立案等)について国及び道に引き続き働きかける。

1 高等学校等進学奨励事業

| 区 分 | 高校・ | 大学別 | 補助額(以内) | 備考 | | |
|---------|------|------|--------------|-----------------------------------------------------|--|--|
| 7. 学士由令 | 高校 | 国公立 | 23,760円 | ※アイヌ子弟大学等修学 | | |
| 】 入学支度金 | (給付) | 私立 | 53,760円 | 金等貸付条例の制度が変わ りました。(H23.4.1~) OSTALCOMMENT | | |
| | 大 学 | (貸付) | 37,800円 | 〇新たに貸付を受ける方は 申請時に連帯保証人が必 | | |
| | 高校 | 国公立 | (月) 23, 000円 | ●です。 ○返還の減免・猶予基準からです。 ○変更になりました。 ○詳しくは、総合振興局・ | | |
| 修学資金 | (給付) | 私立 | (月) 43, 000円 | | | |
| | 大 学 | 国公立 | (月) 51, 000円 | 振興局環境生活課へ | | |
| | (貸付) | 私立 | (月) 82, 000円 | | | |

2 専修学校等進学奨励費補助金

| 区 | 分 | 補助額 |
|-------|-----|--------------|
| 入学支度金 | | 23,760円 |
| 修学 | 資 金 | (月) 23, 000円 |

3 高等学校通学費補助金

(1)補助対象高等学校の通学に要する経費 〔ただし、1カ月の通学に要した経費が1万円以上の場合〕

(2)補助額

| 対象経費 | 補助額(月額) | 対象経費 | 補助額(月額) |
|----------------|----------------|----------------|---------|
| 10,000~10,499円 | 対象経費から1万円を減じた額 | 17,000~17,999円 | 4,000円 |
| 10,500~10,999円 | 500円 | 18,000~18,999円 | 4, 500円 |
| 11,000~11,999円 | 1,000円 | 19,000~19,999円 | 5,000円 |
| 12,000~12,999円 | 1,500円 | 20,000~20,999円 | 5, 500円 |
| 13,000~13,999円 | 2,000円 | 21,000~21,999円 | 6,000円 |
| 14,000~14,999円 | 2,500円 | 22,000~22,999円 | 6,500円 |
| 15,000~15,999円 | 3,000円 | 23,000~23,999円 | 7,000円 |
| 16,000~16,999円 | 3,500円 | 24,000円以上 | 7, 500円 |

4 教育相談員の配置

北海道教育庁、札幌市、帯広市に配置された教育相談員と連携し相談業務に当たる。 ※教育相談員一覧は議案書に添付

<地方改善施設整備事業関係>

1 生活環境改善施設整備事業

生活館や地区道路等の生活環境改善施設については、一定の整備が進められているが、なお 改善を必要とする地域があるので、各地区アイヌ協会の意見を聞きながら効果的な事業の実施 を図る。

- (1)地域のアイヌの意向を踏まえた生活環境の改善整備が図られるよう、各地区アイヌ協会の 意見を集約し各市町村へ要望していく。あわせて市町村の整備計画内容を本部に報告するこ ととし、組織間の連携により事業の効果的な実施を図る。
- (2) アイヌ生活館は、地域の人々の活動拠点として重要な役割を果たしていることから、地域の活動実態に応じた整備が必要である。生活館の整備に当たっては、多様な活用目的に応じられる機能を備えるとともに、センター的役割をもつよう設置の促進を求めていく。また、各地区アイヌ協会と連携しながら生活館・同運営費の運用実態の透明化などについて、その改善を関係自治体などに働きかけていく。

(3) 生活相談員

関係市町に配置された生活相談員と連携し、相談業務に当たる。

※生活相談員一覧は議案書に添付

<農林漁業対策事業関係>

アイヌ住民居住地区のうちアイヌ農林漁家の戸数が原則として3戸以上ある地区が対象。 実施事業の基準としては、受益関係農林漁家のうち、アイヌ農林漁家が原則として3戸以上 であること。

1 農林業生産基盤整備事業 補助率 市町村 2/3以内 市町村以外 43/60以内

| 事業種目 | 事 業 主 体 | 事 業 内 容 | 事業の規模等 |
|--------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| ほ場整備 事 業 | 市町村、農協、 土地改良区、 農業者の組織 する団体 | 農地の区画整理・ それと関連して施 行されるかんがい 排水・農道等の事 業 | ①1事業地区の受益面積は概ね2へクタール以上 ②各事業は立地条件、導入機械、営農体系等に即応したもの ③その他 |
| 農用地集 団化事業 | 市町村、農協、 土地改良区、 農業委員会 | 交換分合によって 集団化を行うため の各事業 | 事業地区の関係面積は概ね2ヘクター ル以上 |
| 土地改良 事 業 | 市町村、農協、 土地改良区、 農業者の組織 する団体 | 農地及び水に関す る条件整備を行う うための事業 | ① 1 事業地区の関係面積は概ね 2 へク タール以上 ②その他 |
| 農地造成 改良事業 | 同上 | 未懇地からの農地 造成、既懇地から の転換造成と、こ れの関連事業等 | 1事業地区の面積は概ね2ヘクター ル以上 ②その他 |
| 草地開発整備事業 | 同上 | 草地造成、改良、 野草資源を利用し た放牧地の整備等 | ①事業地区の造成改良面積は概ね2へ クタール以上 |
| 林道事業 | 市町村、森林 組合、生産森 林組合 | 林道の新設・改 築、橋りょう改良 など | ①事業の規模は森林面積概ね10へクタール以上1路線の延長200m以上 |

2 農林漁業経営近代化施設整備事業 補助率 市町村 2/3以内 市町村以外 43/60以内

| 事業種目 | 事業主体 | 補 助 対 象 施 設 |
|---------------|-------------------------------|---------------------------------------------|
| 農 業 経 営 近代化施設 | 市町村、農協、 農業者の組織す る団体 | トラクターなどの農作業に必要な各種機械、温室(ハウス含む)・畜舎などの各種施設 |
| 林 業 経 営 近代化施設 | 市町村、森林組 合など農林業者 の組織する団体 | 刈払機・植穴掘機・薬剤散布機などの各種機械、機械 保管や作業などのための各種施設 |
| 漁 業 経 営 近代化施設 | 市町村、漁協な ど農漁業者の組 織する団体 | 蓄養殖・水産物処理加工・冷蔵・水揚荷捌きなどの各 種施設 |

3 特認事業 (規定外でも一定の条件を満たせば特別に認められる場合もある) 上記 1、2にかかげる事業に準ずるもので、当該地区の特色からみて、その緊要度が高く、 かつ、事業効果が著しく、自力をもって行うことが困難な事業で、本事業で実施することが適 当と認められるもの。

4 農山漁村経営改善資金貸付事業

アイヌ系住民の居住地域(北海道において、生活環境、就業条件等の安定向上を図ることが必要な地域)における農林漁業者に対し、日本政策金融公庫より長期低利な資金を融資し、 経営の改善を図ることを目的とする。

貸付限度額 つぎの①、②のいずれか低い額

- ①融資対象事業費の9割(90%)まで
- ②個人 1, 500万円 (特認 2, 500万円・漁船購入費 3, 000万円)

法人4,000万円(特認7,300万円)

利率(年率) 0.7%(平成27年12月現在)

償還期限 15年以内(3年据え置き期間も含む)

★ 希望者は協会、農協、漁協、日本政策金融公庫にお問い合わせください。

<中小企業対策関係>

1 経営改善普及指導員活動

経営改善普及指導員と連携を取りながら、中小企業者の経営、金融等の相談業務に当たるとともに 講習会の開催により一層の指導充実を図る。

2 北海道中小企業総合振興資金 事業活性化資金「創業貸付」

新たに開業(創業)しようとする人たちや、事業を開始してから間もない企業の方の資金の確保を 円滑にすることを目的とする制度です。

<制度の内容>

| 始する具体的な計画を有する方 ③事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しない方又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社があって、設立後5年を経過しない方 融資金額 2,500万円以内 かつ、融資対象①のうち北海道信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする者については、自己資金額の範囲内(再挑戦支援保証を受けようとする方については、1,000万円以内) 融資利率 【固定金利】 3年以内・・・年1.4% 5年以内・・・年1.6% 7年以内・・・年1.8% | 融資対象 | 1 事業を営んでいない個人であって、1 | 4、ロいけになれた事業を明ねまでもでいる。 | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------------|-----------------------|--|--|--|
| ②中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有する方 ③事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年経過しない方又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しない方 融資金額 2,500万円以内 かつ、融資対象①のうち北海道信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする方については、1,000万円以内) 融資利率 【固定金利】 3年以内・・・年1.4% 年1.4% (融資期間が3年を超える取り担当の場合に限る 1,000万円以内・・・年1.8% にの場合に限る 1,000場合に限る 1,000場合に限な 1,000場合に限る 1,000場合に限な | | | か月以内に新たに事業を開始するめるいはと | | | |
| 始する具体的な計画を有する方 ③事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しない方又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社があって、設立後5年を経過しない方 融資金額 2,500万円以内 かつ、融資対象①のうち北海道信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする者については、自己資金額の範囲内(再挑戦支援保証を受けようとする方については、1,000万円以内) 融資利率 【固定金利】 3年以内・・・年1.4% 5年以内・・・年1.6% 7年以内・・・年1.8% | | か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有する方 | | | | |
| ③事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しない方又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社をあって、設立後5年を経過しない方 融資金額 2,500万円以内 かつ、融資対象①のうち北海道信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする者については、自己資金額の範囲内(再挑戦支援保証を受けようとする方については、1,000万円以内) 融資利率 【固定金利】 | | ②中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開 | | | | |
| 経過しない方又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しない方 融資金額 2,500万円以内 かつ、融資対象①のうち北海道信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする者については、自己資金額の範囲内(再挑戦支援保証を受けようとする方については、1,000万円以内) 融資利率 【固定金利】 | | 始する具体的な計画を有する方 | | | | |
| あって、設立後5年を経過しない方 融資金額 2,500万円以内 かつ、融資対象①のうち北海道信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする者については、自己資金額の範囲内(再挑戦支援保証を受けようとする方については、1,000万円以内) 融資利率 【固定金利】 | | ③事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を | | | | |
| 融資金額 2,500万円以内 かつ、融資対象①のうち北海道信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする者については、自己資金額の範囲内(再挑戦支援保証を受けようとする方については、1,000万円以内) 融資利率 【固定金利】 | | 経過しない方又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社で | | | | |
| けようとする者については、自己資金額の範囲内(再挑戦支援保証を受けようとする方については、1,000万円以内) 融資利率 【固定金利】 3年以内・・・年1.4% 5年以内・・・年1.6% 7年以内・・・年1.8% | | あって、設立後5年を経過しない方 | | | | |
| 方については、1,000万円以内) 融資利率 【固定金利】 3年以内・・・年1.4% 5年以内・・・年1.6% 7年以内・・・年1.8% 【変動金利】 年1.4%(融資期間が3年を超える取り打めの場合に限る | 融資金額 | 2,500万円以内 かつ、融資対象①のうち北海道信用保証協会の創業等関連保証を受 | | | | |
| 融資利率 【固定金利】 3年以内・・・年1.4% 年1.4% 年1.4% (融資期間が3年を超える取り表 5年以内・・・年1.6% いの場合に限る 7年以内・・・年1.8% | | けようとする者については、自己資金額の範囲内(再挑戦支援保証を受けようとする | | | | |
| 3年以内・・・年1.4% 年1.4% (融資期間が3年を超える取り数 5年以内・・・年1.6% いの場合に限る 7年以内・・・年1.8% | | 方については、1,000万円以内) | | | | |
| 5年以内・・・年1.6% いの場合に限る 7年以内・・・年1.8% | 融資利率 | 【固定金利】 | 【変動金利】 | | | |
| 7年以内・・・年1.8% | | 3年以内・・・年1.4% | 年1.4%(融資期間が3年を超える取り扱 | | | |
| | | 5年以内・・・年1.6% いの場合に限る | | | | |
| 10年以内・・・年2.0% | | 7年以内・・・年1.8% | | | | |
| 1 = 1 = 1 = 1 = 1 | | 10年以内・・・年2.0% | | | | |
| 融資期間 10年以内(うち据置2年以内) | 融資期間 | 10年以内(うち据置2年以内) | | | | |
| 担保及び 取扱金融機関の定めるところによる。ただし、信用保証協会の創業等関連保証、創業 | 担保及び | 取扱金融機関の定めるところによる。ただし、信用保証協会の創業等関連保証、創業 | | | | |
| 償還方法 関連保証及び再挑戦支援保証を受けようとする方については、無担保無保証人(法) | 償還方法 | 関連保証及び再挑戦支援保証を受けようとする方については、無担保無保証人(法人 | | | | |
| は原則代表者を保証人)とする。 | | は原則代表者を保証人)とする。 | | | | |
| 信用保証 全て北海道信用保証協会の保証が必要となります。 | 信用保証 | 全て北海道信用保証協会の保証が必要と | なります。 | | | |
| 保証料は、経営状況に応じ年0.45%~1.90%の間で9段階(創業等関連保証、創業局 | | 保証料は、経営状況に応じ年0.45%~1. | 90%の間で9段階(創業等関連保証、創業関 | | | |
| | | 連保証を利用する場合は年0.86%) | | | | |

3 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が、商工会議所・商工会の助言を受けて経営計画を作成し、計画に沿って販路開拓に取り組む費用の2/3を助成する制度です。

<制度の内容>

| 融資対象 | 小規模事業者 |
|-------|------------------------------------------|
| | 製造業、サービス業(宿泊・娯楽業)、その他の業種:常時使用する従業員数 20 |
| | 人以下 |
| | 卸売業、小売業、サービス業(宿泊・娯楽業以外) : 常時使用する従業員数 5 |
| | 人以下 |
| 補助上限額 | 50万円 |
| | 雇用を増加させる取組みや買物弱者対策の取組みについては、上限100万円(複数 |
| | の小規模事業者が連携して取り組む共同事業については上限が100万円~500万円) |
| 対象経費 | 機械装置等購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、委託費等 など。 |

※上記融資・補助制度は、国及び北海道の中小・小規模企業向けの融資制度等です。(アイヌ施策に特化した制度ではありません。)

※詳しくは、経営改善普及指導員までご相談ください。

<労働対策関係>

1 職業相談員活動

平成28年度15名が配置された職業相談員と連携し相談業務に当たる。 ※職業相談員一覧は議案書に添付

2 就職資金貸付

融資額:上限 単身150,000円、扶養家族有200,000円

保証人:不要 利 息:年1.5%

金融審査:あり(複数の金融機関から融資を受けている場合等は不可)

返済期間:6ヶ月間は利息の支払い、その後1年以上5年以内

(融資日の翌月から返済開始)

返済免除:就職から1年を越えて勤めていれば融資返済の免除

融資機関:北海道労働金庫(北海道ろうきん)各店舗

※ 上記貸付は、ハローワーク(アイヌ職業相談員等)を通じて就職した場合に対象となります。ハローワークを通さずに自己就職した場合は対象になりません。 詳しくは、各ハローワーク職業相談員までご相談ください。

3 公共職業訓練制度

道立高等技術専門学院等に入校する際、次の手当等が支給されますので、詳しくは生活相 談員、職業相談員へお尋ね下さい。

受講支度金 23,760円(入校時のみ)

受講奨励金 23,000円/月

訓練手当 約120,000円/月(地域、年齢等により多少変動有り)

- ★申込み 希望者→公共職業安定所(各ハローワーク職業相談員)
- ※ 上記専門学院等に入校が決定した場合には、速やかにアイヌ職業相談員、生活相談員、 アイヌ協会事務局まで申し出てください。事前に受給資格審査を経る必要がありますの で必ず申し出てください。

4 機動職業訓練制度

道立高等技術専門学院などから「委託」を受けて各地域のアイヌ協会などが、訓練事業を実施しています。

<住宅対策関係>

アイヌ住宅改良資金貸付(貸付条例を設置している自治体のみ利用可) 市町村によって内容が異なる場合もありますので、詳しくは支部か地元の市役所・役場にお問い合わせください。

◆中古住宅に関する条件 (中間融資も可能)

- ・マンション等の耐火構造3階以上の建物は、昭和45年4月1日以降の建設のもの。
- ・木造モルタル等の一戸建ては、昭和54年4月1日以降に建設されたもの。

◆国の基準

| 種類 | 新 築 | 資 金 | 改修資金 | 宅地取得資金 |
|-------|-----------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 項目 | 新築 | 中古住宅 | 以炒貝並 | 七地以付負並 |
| 規模 | (60歳以上 <i>の</i> | 1 2 5 m ³ 以下 を入と同居す 以上の多家族 5 m ³ まで) | 増築・改築・移 築修繕・模様替 等とする。 | 100㎡以上 400㎡以下 とする。 |
| 貸付限度額 | 760万円 | 760万円 | 480万円 | 5 9 0 万円 |
| 償還期間 | 25年以内 | 25年以内 | 1 5 年以内 | 2 5 年以内 |
| 貸付利率 | 2 % | 2 % | 2 % | 2 % |